



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 35 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課)

公布された条例等のあらまし

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第66号)

1 規則の概要

- (1) 身体障害者更生相談所を心と体の相談センターに改めることとした。(第10条 - 第13条・様式第7号・様式第13号関係)
- (2) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式第4号関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規

則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第66号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年島根県規則第17号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(相談センター)」に改め、同条中「身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」を「心と体の相談センター(以下「相談センター」に改める。

第11条から第13条までの規定中「更生相談所」を「相談センター」に改める。

様式第4号中

「なお、この決定に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に厚生大臣あて審査請求することができます。」

「なお、この決定(以下「処分」といいます。)に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

改める。

様式第6号中「福祉事務所長」を「福祉事務所長・町村長」に改める。

様式第7号中「身更相」を「心と体の相談センター」に改める。

様式第13号中「身体障害者更生相談所」の次に「又は心と体の相談センター」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いの可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。